

登録被災者援護協力団体に関する内閣府令（仮称）案について

令和7年4月28日

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）付

1. 背景

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、災害対策基本法等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）が令和7年2月14日に閣議決定され、第217回国会に提出されたところである。

改正法案においては、国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力であって、避難所の運営や炊き出し、被災した住宅の応急修理や災害により生じた土砂の除去等の業務を行う法人等（以下「被災者援護協力団体」という。）の登録等に係る制度が創設されることとされている（改正法案による改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「改正法」という。）第33条の2～第33条の11。）。

これに伴い、改正法案が成立した場合に、改正法において内閣府令に委任されている被災者援護協力団体の登録に関する申請書類等を規定する内閣府令を新設する必要がある。なお、以下、内閣総理大臣の登録を受けた被災者援護協力団体を登録被災者援護協力団体という。

2. 概要

（1）被災者援護協力団体の登録対象について

改正法第33条の2第1項における委任に基づき、「法人その他これに準ずるものとして内閣府令で定める団体」を、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとするものとする。

（2）内閣総理大臣への登録の申請について

改正法第33条の2第2項における委任に基づき被災者援護協力団体の登録を受けようとする者は、登録の申請の際に以下の書類を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする旨規定することとする。

①登録を受けようとする者が法人である場合には以下の書類

- ・定款及び登記事項証明書
- ・代表者の住民票の写し

②登録を受けようとする者が法人その他これに準ずるものとして内閣府令で定める団体である場合には以下の書類

- ・事務所の所在地、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずる書類及び代表者の住民票の写し等

- ③改正法第 33 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する必要な機材その他の物資を記載した書類
- ④改正法改正法第 33 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する被災者援護協力業務に関する専門的な知識及び技能を有する者の氏名及び略歴を記載した書類
- ⑤改正法改正法第 33 条の 2 第 4 項第 2 号イに規定する被災者援護協力業務を適切に行うために必要な管理者の氏名を記載した書類
- ⑥改正法改正法第 33 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する被災者援護協力業務の適切な実施の確保に関する業務方法書
- ⑦改正法改正法第 33 条の 2 第 4 項第 3 号に規定する被災者援護協力業務の実績を確認することができる書類
- ⑧登録を受けようとする団体が、改正法第 33 条の 2 第 3 項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ⑨登録を受けようとする団体が被災者援護協力業務を適正かつ確実に行うことができることを確認するため参考となるべき事項を記載した書類

(3) 被災者援護協力団体の登録欠格要件について①

改正法第 33 条の 2 第 3 項第 2 号ロにおける委任に基づき、「集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で内閣府令で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号）第 1 条に規定される暴力的不法行為等を犯した者と規定することとする。

(4) 被災者援護協力団体の登録欠格要件について②

改正法 33 条の 2 第 3 項第 2 号ホにおける委任に基づき、第 33 条の 2 第 3 項第 2 号ホにおいて定める者を、被災者援護協力業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな者と規定することとする。

(5) 被災者援護協力業務に従事する者について

改正法第 33 条の 2 第 4 項第 1 号における委任に基づき、「専門的な知識及び技能を有する者として内閣府令で定めるもの」を ①被災者援護協力業務に従事した経験を有する者 ②①と同等の専門的な知識及び技能を有する者を規定することとする。

(6) 被災者援護協力団体登録簿について

改正法第 33 条の 2 第 5 項第 4 号における委任に基づき、登録被災者援護協力団体登録簿に掲げる事項を、①登録を受けた被災者援護協力業務の種類 ②過去に活動の実績がある地方公共団体名及びその実施時期 と規定することとする。

(7) 登録被災者援護協力団体に係る登録事項の変更の届出について

改正法第 33 条の 2 第 6 項における委任に基づき、第 33 条の 2 第 6 項に規定する登録事項の変更の届け出にあたっては、別に定める「届出事項変更届出書」を提出することにより行う旨規定することとする。

(8) 被災者援護協力業務の実施基準について

改正法第 33 条の 5 における委任に基づき、被災者援護協力業務の実施基準を以下の通り定めることとする。

- ①被災者援護協力業務の実施に支障が生じた場合において、速やかに、当該支障を除去するための措置を講ずること。
- ②被災者援護協力団体業務が専任の管理者による管理の下で行われること。
- ③登録時に提出した、(2) ⑥の文書に記載された事項に従って被災者援護協力業務を実施すること。
- ④被災者援護協力業務に関して知り得た情報を、正当な理由なく、被災者援護協力業務の用に供する目的以外に利用しないこと。
- ⑤登録を受けている旨の表示を適切に行い、被災者援護協力業務に従事すること。
- ⑥被災者援護協力団体は、国、地方公共団体等と必要な情報交換を行うなどして連携を図りながら業務に従事すること。

(9) 登録被災者援護協力団体に係る業務の休廃止の届出について

改正法第 33 条の 7 における委任に基づき、第 33 条の 7 に規定する登録事項の変更の届け出にあたっては、別に定める「業務休廃止届出書」を提出することにより行う旨規定することとする。

(10) その他所要の改正

※ 以上の内容については、今後の国会の審議の状況により、変更がありうる。

3. 今後のスケジュール

公布：6 月中下旬（予定）

施行：改正法案の施行の日（改正法案において「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」とされている日）